

指定給水装置工事事業者 新規・更新申請

チェックリスト

指定事業者番号 第 号 ※更新の場合記入

事業者名

提出書類について

指定給水装置工事事業者の「新規申請」、「更新申請」を行う際は、下記の申請書及び添付書類等が必要となります。

申請書、添付書類等の様式は、古賀市ホームページよりダウンロードしてください。

※個人事業者と法人では、提出書類が違いますのでご注意ください。

	個人	法人	申請の際に提出いただくもの	印鑑	チェック
申請書	○	○	指定給水装置工事事業者指定申請書（表・裏）	○	☐
申請書	○	○	機械器具調書	×	☐
添付書類	○	○	誓約書	○	☐
	○	—	住民票の写し（発行日から3ヶ月以内のもの）	—	☐
	—	○	定款の写し（直近のもの）	—	☐
	—	○	登記簿謄本又は記載事項証明書 （発行日から3ヶ月以内のもの）	—	☐
主任技術者選 任届出書	○	○	給水装置工事主任技術者選任・解任届出書 ※「選任」を○で囲むこと	○	☐
主任技術者選 任届出書	○	○	選任される主任技術者の免状又は技術者証の写し	—	☐
添付書類	○	○	申請事業者への所属を明らかにするもの （健康保険証等の写し又は 雇用を証明するもの）	— ○	☐
その他	○	○	古賀市指定給水装置工事事業者証（原本） ※更新申請の場合のみ提出してください	—	☐
	○	○	指定更新時確認事項 ※調査票1～3ほか ※新規申請の場合も提出してください	—	☐
手数料に ついて	○	○	手数料（7,000円）の納付 申請受付後、納付書を申請者に送付します。納付書に 記載の金融機関窓口にて納付してください。		☐
	○	○	手数料領収書（写し）の提出 金融機関で手数料納付後、領収書の写しを上下水道課 にFAXかメールにて提出してください。		☐

※新規・更新申請とも、申請書とすべての添付書類等が必要です。ただし手数料（7,000円）については、更新申請提出後、古賀市から納付書が届き次第、金融機関窓口にて納付してください。

※不明な点があれば上下水道課（092-942-1129）までお尋ねください。